

5. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、町としては、所有者等の取組を支援する観点から必要な施策を講じる。

(2) 住宅の耐震化施策

① 施策展開の考え方

補助額や補助対象範囲が全国的に高い水準である補助制度を維持しつつ、比較的遅れている意識啓発活動の充実を図る必要がある。

② 施策の基本方向

ア) これまでの施策の着実な推進

以下に掲げるこれまでの施策を引き続き着実に推進する。

a 簡易耐震診断の推進

県の簡易耐震診断推進事業により耐震診断を推進する。

b ひょうご住まいの耐震化促進事業の推進

- (a) 耐震性のない住宅に対し、耐震改修計画策定費、耐震改修工事費、建替工事費への補助を行う。
- (b) 多額の費用負担が困難な世帯等に対しては、比較的低コストで地震対策が可能な、部分型改修工事費や防災ベッド等設置費への補助を行う。
- (c) 金融機関から融資を受けて住宅の耐震改修工事を実施する場合に、利子補給を実施する。

c 稲美町住宅耐震等補助事業の実施

町では、昭和 56 年 5 月以前着工の住宅を対象に、住宅の部分的な耐震改修工事等に対しても補助を行うことで地震発生時の倒壊やそれに伴う被害を減少させるため、住宅耐震等補助事業を平成 26 年度より独自に実施している。

〔補助対象〕 昭和 56 年 5 月以前着工で耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅

〔対象工事〕 20 万円以上（消費税抜き）の町内業者による耐震改修工事等

- ・ 寝室等への補強工事、耐震シェルター設置工事、耐震ベッド設置
- ・ 屋根の葺き替えによる軽量化工事
- ・ 基礎の補強工事

〔補助額〕 工事費の 10%（限度額 10 万円）

d 普及啓発・環境整備等

- (a) 耐震化に関する住民の相談に対応するため、相談体制を充実させるとともに、建築関係団体と連携して、技術的な相談にも対応できる体制を整備する。
- (b) 県の「住宅改修事業の適正化に関する条例」に定める住宅改修業者を登録する制度（以下「住宅改修業者登録制度」という。）を活用し、安心して業者を選択できる環境を整備する。
- (c) 広報紙、パンフレット、町ホームページなど様々な手段を通じて、地震の危険性や耐震化の必要性について住民に広く情報を提供する。

イ) 新たな施策の実施

意識啓発活動の充実を図るため、以下に掲げる施策を実施する。

a 草の根意識啓発活動の実施

地震防災知識や耐震改修等の知識習得に向け、建築関係団体や自治会等と連携して、行政や専門家による説明会や個別の相談会を実施する。

耐震性のない住宅が比較的密集している地域などを対象に、相談会や戸別訪問を実施する。

b バリアフリーリフォーム補助と連携できる仕組みの構築

人生 80 年いきいき住宅助成事業の要件として、旧耐震基準住宅には耐震診断の実施を義務付ける。

(3) 多数利用建築物の耐震化施策

① 施策展開の考え方

多数利用建築物は、法による耐震診断義務付け等により所有者意識の向上が図られたが、その規模によらず補助を受けられる住宅に比べ補助制度は十分ではない。

多数利用建築物の耐震化を引き続き推進するとともに、耐震化をさらに促進するため、中・小規模の多数利用建築物に対する支援を検討する。

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

緊急車両の通行や住民の避難を確保するため、県では法第5条第3項第3号に規定する沿道の建築物の耐震化の促進を図る必要のある道路として、下記のとおり指定している。

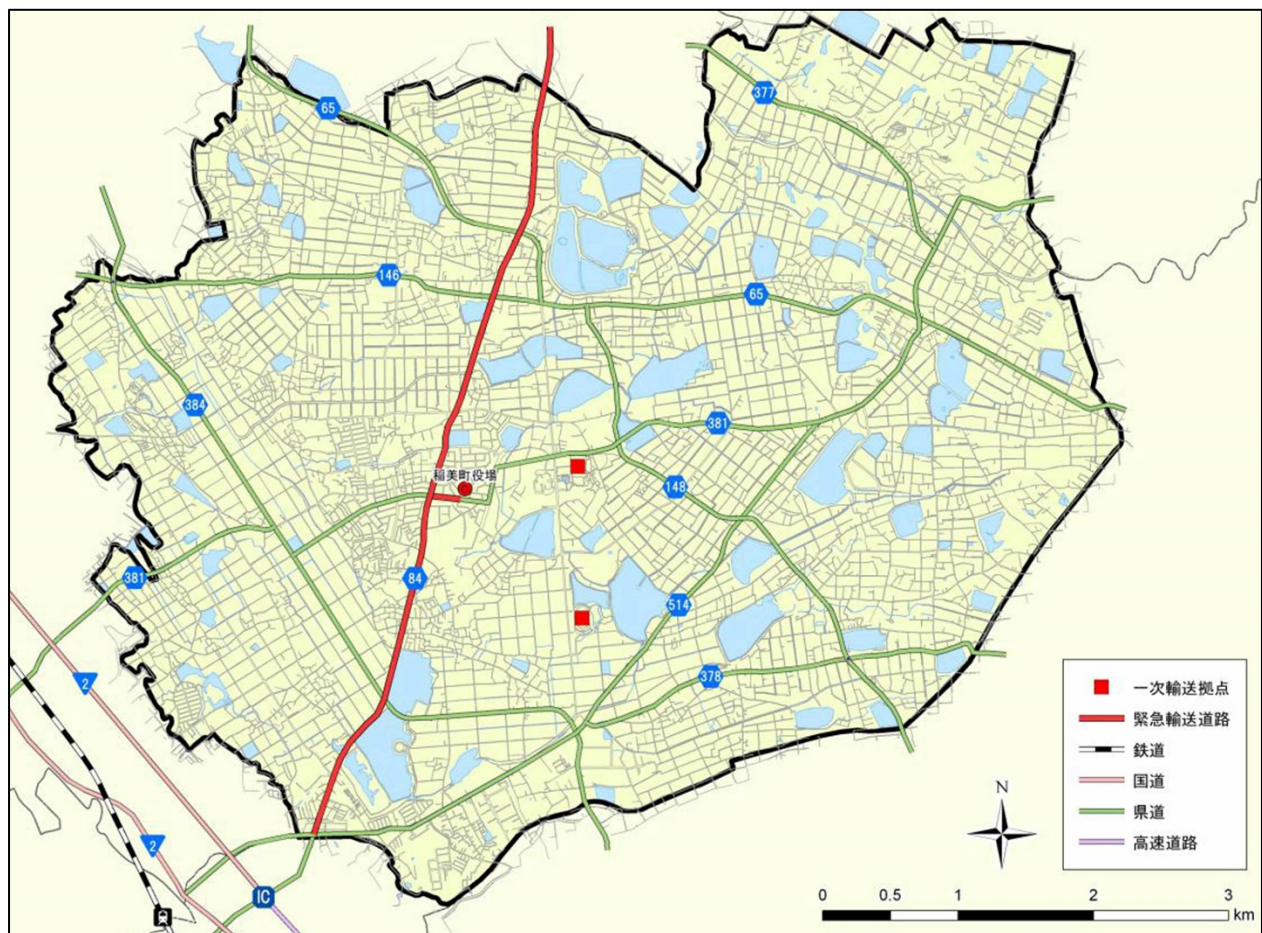
町においても、法第6条第3項第2号に規定する沿道の建築物の耐震化の促進を図る必要のある道路として、同様に指定する。（稲美町地域防災計画にも記載）

また、県が法第5条第3項第2号（耐震診断の義務化）に規定する沿道の建築物の耐震化の促進を図る必要のある道路については、町と連携して実態把握を進め、必要に応じて指定を検討すると県計画で示されている。

表 緊急輸送道路（地震発生時に通行を確保すべき道路）

種別	路線名	起 点	管理者	区間延長 (k m)
		終 点		
一般緊急輸送道路	主要地方道宗佐土山線	加古川市八幡町国包	兵庫県	7.9
		稲美町六分一		
一般緊急輸送道路	一般県道野谷平岡線	宗佐土山線	兵庫県	0.2
		稲美町役場		

出典：稲美町地域防災計画（平成28年8月修正）



出典：稲美町地域防災計画（平成28年8月修正）

道路閉塞のおそれのある住宅等への耐震化への指導を行うとともに、道路沿線の住宅等について、建替え等において消火・避難時の安全確保のため、道路後退等の指導を行っていく。

(5) その他の施策

①地震時の建築物の総合的な安全対策等の実施

ア) エレベーターの閉じ込めや大規模なつり天井の崩落を防止するため、県と連携してエレベーターの防災対策改修について検討するとともに、大規模なつり天井については実態調査を進める。

イ) その他地震時の総合的な安全性を確保するため、以下の取組を推進する。

- ・窓ガラスや屋外看板等の落下防止対策
- ・ブロック塀等の倒壊対策
- ・家具の転倒防止対策

②被災建築物応急危険度判定体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備等の危険性を判定する専門家を養成するなど、被災建築物応急危険度判定体制の整備を県と連携して進める。

また、被災した建築物の復旧等の相談に対応するため、兵庫県建築士事務所協会等の建築関係団体における被災度区分判定体制の整備を県と連携して進める。

③兵庫県住宅再建共済制度の加入促進

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、全国に先駆けて創設された「兵庫県住宅再建共済制度」により、住宅の所有者同士が助け合いの精神に基づいて負担金を出し合い、自然災害発生時に被災した住宅の再建・補修を支援しあう相互扶助の取組を推進する。

6. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

耐震化率の目標を達成するためには、行政の支援だけでは困難であることから、住民に対して住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を図り、官民あげて住宅・建築物の耐震化に取り組むものとする。

(1) 地震ハザードマップ等の作成・周知

地震ハザードマップは、地震による被害の発生見通し、避難方法等に係る情報を、住民にわかりやすく事前に提供することによって、平常時から防災意識の向上と、住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待できる。このため、本町は、地震ハザードマップを含む総合防災マップを作成し（平成 29 年度予定）、住民に周知を図る。

(2) 相談体制・情報提供の充実

①相談窓口の充実

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する住民の相談に対応するため、相談窓口の充実を図る。

相談窓口においては、耐震診断及び耐震改修に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、耐震改修促進税制の周知及び活用促進を図る。

また、建築関係団体と連携して、技術的な相談についても対応できる体制を整える。

②住民・業界関係者への情報提供

町のホームページや広報紙等の活用、建築物耐震化のセミナーなどの開催により、住民や事業者、関係団体等に対して耐震診断及び耐震改修に関する知識の普及、啓発に努める。

また、技術革新が著しい分野であることから、新たな耐震工法や材料に関する知識等を、町のホームページ等により公開し、情報の提供を行う。

(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム事業者等との連携のもと、住宅設備のリフォームやバリアフリー化工事の際、耐震改修をあわせて実施するように誘導する。

また、リフォームと一体的に耐震改修をすることが、コストや手間を軽減できることにつながるという合理的な住宅改修について、普及啓発を図る。

(4) 自治会・自主防災組織等との連携

住宅・建築物の耐震化は、地域の防災活動の一環であることから、自治会や自主防災組織等と連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行う。

(5) 関係団体との連携

町は、建築士事務所協会などの関係団体と連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行う。

7. その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と充分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。

そのため、所管行政庁である県と連携を図りながら指導等を進めていく。

(2) 庁内での推進体制の確立

耐震性能が不足する民間の住宅やその他建築物の耐震化を促進するため、関係部局の横断的な推進体制を確立し、全庁が一体となって耐震化に取り組んでいくものとする。